

財務省告示第六十七号

個人向け国債の取扱機関になることができる者
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規
定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行う
ことができる者を定めた件（平成十七年十二月財
務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改
正し、平成十九年二月二十八日から適用する。

平成十九年二月二十八日

財務大臣 尾身 幸次

「庄原農業協同組合」の次に「、みちのく村山
農業協同組合、庄内みどり農業協同組合、ひたち
なか農業協同組合、市原市農業協同組合、流山市
農業協同組合、草津市農業協同組合、おうみ富士
農業協同組合、甲賀郡農業協同組合、グリーン近
江農業協同組合、東びわこ農業協同組合、レーク
伊吹農業協同組合、北びわこ農業協同組合、新旭
町農業協同組合、みなべいなみ農業協同組合、安
芸農業協同組合、周南農業協同組合、玖珠九重農
業協同組合、大分ひた農業協同組合を、「新栄
信用組合」の次に「、あかぎ信用組合、江東信
用組合、小田原第一信用組合、益田信用組合、土
佐信用組合」を加える。